

令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の  
サービス提供体制確保事業費補助金（令和5年度発生事案分）実施要領

制定 令和5年10月19日  
改正 令和5年11月24日  
松山市保健福祉部介護保険課

1. 目的

介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、本事業により、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的とする。

2. 申請期間

令和5年10月19日から令和5年12月28日まで

3. 対象となる事業所・施設等

以下のいずれかに該当する市内に所在する介護サービス事業所（別添1参照）

(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触のあった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ。）に対応した介護サービス事業所・施設等

- ①利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む）（別添1の※1～※4に該当する事業所に限る。以下同じ。）
- ②感染者と接触のあった者に対応した訪問系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）、介護施設等（※1）
- ③感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）（※1）

(イ) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所（※4）

(ア) の①以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る））

(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等（※1～※4）

- ① (ア) の①に該当する介護サービス事業所・施設等
- ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

4. 補助金額

「令和5年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における松山市が所管する介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱（令和5年度発生事案分）別添（令和5年9月22日5長第570号付愛媛県通知）」で定める基準単価（別紙1）と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額。1事業所・施設等につき、(ア)、(イ)、(ウ) それぞれを基準単価まで可能。ただし、クラスター等が発生し、基準単価を大きく上回る経費を要した場合等は、県へ個別協議可能。

## 5. 対象経費

令和5年4月1日から令和5年11月30日までの間に、新型コロナウイルス感染症への対応において発生した、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成（行政等から同じ目的で補助を受けた費用については、補助対象外）

### ○3（ア）①及び②に該当する事業所・施設等の場合

#### ①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当（令和5年10月1日以降に支給されて当該割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日当たり4千円を補助上限とし、1月当たり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月当たり2万円を補助上限の限度額とする。以下同じ。）、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添2のとおり（介護施設等に限る。））

#### ②通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

#### ③介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

#### ④感染性廃棄物の処理費用

#### ⑤感染者又は感染者と接触のあった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

#### ⑥通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用を除く）

※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る

### ○3（ア）③に該当する介護施設等の場合

一定の要件に該当する自費検査費用（別添2のとおり（介護施設等に限る。））

### ○3（イ）に該当する事業所（代替サービス提供期間の分に限る。）

#### ①通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

#### ②通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用を除く）

### ○3（ウ）に該当する事業所・施設等

#### 【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】

#### ①感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受入れに伴う 介護人材確保

#### ②感染が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

6. 申請について

(1) 提出書類

提出書類	提出部数
① 交付申請書 (第1号様式) ② 統括表 (別紙1) ③ 事業所・施設別申請額一覧 (別紙2) ④ 事業所・施設別個票 (別紙3) ⑤ 事業収支予算書 (第2号様式) ⑥ その他	各1部

(2) 提出方法

郵送により提出してください。

7. 提出・問合せ先

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2  
松山市 保健福祉部 介護保険課 総務担当  
電話：089-948-6840  
FAX：089-934-0815  
電子メール：[kaigo@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:kaigo@city.matsuyama.ehime.jp)

附 則

- この要領は、令和5年10月19日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 令和5年4月1日から同年5月7日までの間に発生した通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用の助成に関する次の表の左欄に掲げるこの要領の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則

この要領は、令和5年11月24日から施行する。

	令和5年5月8日以降	令和5年4月1日から同年5月8日まで
3. 対象となる事業所・施設等	<p>(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ。）に対応した介護サービス事業所・施設等</p> <p>①利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む。）（別添1の※1～※4に該当する事業所に限る。以下同じ。）</p> <p>②感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）、介護施設等（※1）</p> <p>③感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く。）（※1）</p> <p>者施設等（※5）</p>	<p>(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む。）</p> <p>①利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。）（別添1の※1～※4に該当する事業所に限る。以下同じ。）</p> <p>②濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）、介護施設等（※1）</p> <p>③県又は保健所を設置する市から休業要請を受けた通所系サービス事業所（※4）、短期入所系サービス事業所（※3）</p> <p>④感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く。）（※1）</p>
	(ア) の①以外	(ア) の①、③以外

	休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために	感染の未然に
	(ア) の①に	(ア) の①又は③に
5. 対象経費	(ア) ①及び②	(ア) ①から③まで
	感染者と接触があった者	濃厚接触者
	(ア) ③	(ア) ④
別添2	<p>重症化リスクが高い者が多く入所する高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査を地方自治体を実施する場合には行政検査として取り扱うこと</p> <p>1の対象施設等において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者と同居する職員</li> <li>・面会後に面会に来た家族が感染者であることが判明した入所者</li> </ul> <p>などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。</p>	<p>行政検査により、感染者が多数発覚している地域やクラスターが発生している地域において、特に高齢者施設（施設系・居住系）については、感染者が一人も発生していない施設であっても、職員・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査を実施すること</p> <p>1の対象施設等において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃厚接触者と同居する職員</li> <li>・発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員</li> <li>・面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者</li> </ul> <p>などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。</p> <p>※「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。</p>
	行政検査として扱われる場合は	その後の検査は行政検査で行われることから
別紙1	<p>(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ。）に対応した介護サービス事業所・施設等（17を除く。）</p> <p>①利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む。）</p> <p>②感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所（19及び20の訪問サービスを含む。）、短期入所系サービス事業所（19及び20の宿泊サービスを含む。）、介護施設等</p> <p>③感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く。）</p>	<p>(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む。）（17を除く。）</p> <p>①利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。）</p> <p>②濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所（19及び20の訪問サービスを含む。）、短期入所系サービス事業所（19及び20の宿泊サービスを含む。）、介護施設等</p> <p>③県又は保健所を設置する市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所（19及び20の通いサービス又は宿泊サービス、26の短期利用認知症対応型共同生活介護を含む。）</p> <p>④感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く。）</p>
	(ア) ①以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機	(ア) ①、③以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模

	<p>能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（※2）（通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合に限る。）</p>	<p>多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（※2）</p>
	(ア) の①	(ア) の①又は③
	(ア) ①及び②	(ア) ①～③
	又は感染者と接触があった者	又は濃厚接触者
	(ア) ③	(ア) ④

※1 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

※2 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所（3（ア）の事業を除く）及び居宅療養管理指導事業所

※3 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）

※4 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）

※5 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

本実施要領第 5 条の対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

## 1 助成対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、重症化リスクの高い者が多く入所する高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲への検査や従事者への集中的検査を地方自治体を実施する場合には行政検査として取り扱うこととされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

(対象施設等)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

## 2 助成の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を助成対象とする。

1 の対象施設等において、

- ・ 感染者と同居する職員
- ・ 面会後に面会に来た家族が感染者であることが判明した入所者

などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

- ① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること
- ② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて市等に提出すること。

※なお、感染者が確認された場合には、行政検査として扱われる場合は、本事業の対象とはならない。

### 3 助成の上限額

一人1回あたりの補助上限額は2万円を限度とする。(ただし、別紙1の基準単価の範囲内)

### 4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。